

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年11月8日（水）15時10分～15時45分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	三上英男
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告事項 第2号 軽微な農地改良の届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	石井 良市
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	吉川 美保

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和 5 年第 11 回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 9 名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第 14 条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、1 番 尾形委員、2 番 中村委員 にお願いします。

なお、第 5 条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願いします。

はじめに、議事日程第 1 議案第 1 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 を議題とします。

資料の 1 ページ、整理番号 1 から 5 について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の 1 ページ、整理番号 1 所在地は 上野原 天神 452 番、登記地目、現況地目、共に田で 2093 m² の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、南房総市にお住いの 69 歳の方、譲受人は南房総市にお住いの 73 歳の方、ご夫婦です。

事由としては、譲渡人は夫へ所有権移転するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を妻から譲り受け、水稻を栽培したいとのことです。

整理番号 2 所在地は 亀ヶ原 京田 150 番、登記地目、現況地目、共に田で 2984 m² の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内亀ヶ原にお住いの 71 歳の方、譲受人は市内亀ヶ原にお住いの 62 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け水稻を栽培し、農業経営を拡大したいとのことです。

整理番号 3 所在地は 大戸 駒込 563 番外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田が 886 m²、登記地目、田、現況地目、畑が 2106 m²、合計 2992 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内上真倉にお住いの 74 歳の方、譲受人は市内大戸にお住いの 70 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲渡します。

譲受人は自宅に近いこの農地を譲り受け水稻及び野菜を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 4 所在地は 相浜 井戸下 85 番、登記地目、田、現況地目、畑で 208 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、神奈川県三浦市にお住いの 94 歳の方、譲受人は市内相浜にお住いの 61 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作できないため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け野菜を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号 5 所在地は 広瀬 西添 1441 番、登記地目、現況地目、共に田で 1714 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、南房総市にお住いの 59 歳の方、譲受人は市内北条にお住いの 26 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしていないため譲り渡します。譲受人は、この農地を譲り受け、菜花を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

また、第 2 項第 7 号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。
質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので一括してお諮りいたします。
事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の2から3ページ、整理番号1から3について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料の2ページ、整理番号1、所在地は 上真倉 西小沼 223番1、登記地目、現況地目、共に畠で 505 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内下真倉の62歳の方です。

転用の事由及び施設は、現在、借家住まいだが、実家に近い申請地に専用住宅1棟及び駐車場を建設し終の住家としたい。実家には親がおり、介護しやすいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年12月20日に工事着手し、令和6年7月30日に完了予定になりますので、該当しないと考えられます。

整理番号2、所在地は 上真倉 向田嶋 2248番1外4筆、登記地目、田、現況地目、畠で合計 705.83 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内上真倉の法人です。

転用の事由及び施設は、現在、借家等に暮らしている方々の持ち家保有の根強いニーズに対応し、良質な分譲地を提供したい。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年12月10日に工事着手し、令和6年3月31日に完了予定になりますので、該当しないと考えられます。

資料の3ページ、整理番号3、所在地は浜田 大坪464番、登記地目、田、現況地目、畝で1738m²の内357m²の賃貸借の設定による案件です。

申請人は市原市の法人です。

転用の事由及び施設は、申請者が早物で行っている、キャンプ場造成工事に必要な材料（RC碎石）の一時的な置き場として使用したい。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和5年許可後に工事着手し、令和6年9月19日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

全ての案件において、

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

整理番号1については、専用住宅1棟及び駐車場を建設するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号2については、宅地分譲地を建設するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号 3 については、資材置場を建設するための一時転用の申請になります。
9 番委員	9 番委員、ご意見等ございますか。
議長	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
議長	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。
	質問、意見等無いようですので、整理番号 1 から 3 について一括してお諮りいたします。
	事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
	(挙手全員)
	許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。
	つづきまして、議事日程第 3 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
	資料の 4 ページから 6 ページ、整理番号 1 から 12 について審議します。そのうち、整理番号 12 の案件は、推進委員に関する案件です。農業委員会法第 31 条の規定による、議事参与の制限にあたりますので、審議開始から終了までは、推進委員には退席をお願いします。
	推進委員退席により、暫時休憩といたします。
	(推進委員 退席)
	休憩前に引き続き、会議を再開します。整理番号 12 について審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。
主任主事	整理番号 12 こちらは、中間管理事業による利用権設定です。出し手と、中間管理機構である公益社団法人 千葉県園芸協会、そして受け手の三者一括方式での設定となります。
	所在地は、大網 増野谷 442 番 地目は田で、面積 1,300 m ² 、賃貸借

権の設定で、賃料は5,000円、10a当たり3,846円です。出し手は国分にお住まいの方で、受け手は上野原の方です。設定の期間は令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間で、再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定に基づき、施行後2年間の経過措置を適用し、改正前の法第18条第3項の各要件については、満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか？

質問、意見等ないようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。

賛成の農業委員は、挙手を願います。

【挙手】

「承認」とする者全員と認め、「承認」として、決定いたします。

推進委員の入室により、暫時、休憩とします。

(推進委員 着席)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

残りの案件について審議します。事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は、安東 壱町田911番1外1筆 地目は田で、合計面積2,245m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米60kg、10a当たり27kgです。貸付者は菌にお住まいの方、借受者は安東の方です。設定の期間は令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、古茂口 舟面1443番 地目は田で、面積1,284m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米60kg、10a当たり47kgです。貸付者は古茂口にお住まいの方、借受者も古茂口の方です。設定の期間は令和5年12月1日から令和8年11月30日までの3年間で、新規設定です。

整理番号3 所在地は、洲宮 大浜田1681番 地目は田で、面積816

m^2 、使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方で、借受者は藤原の方です。設定の期間は令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号4 所在地は、藤原 中瀬 613番外1筆 地目は畠で、合計面積1,103 m^2 、使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方で、借受者も藤原の方です。設定の期間は令和5年12月1日から令和15年11月30日までの10年間で、再設定です。

整理番号5 所在地は、菌 錢田 209番1外7筆 地目は田で、合計面積4,265 m^2 、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ120 kg、10a当たり28 kgです。貸付者は菌にお住まいの方で、借受者は江田の方です。設定の期間は令和5年12月1日から令和8年11月30日までの3年間で、再設定です。

資料の5ページ、整理番号6 所在地は、国分 三枚田 495番1外1筆 地目は田で、合計面積2,969 m^2 、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米178 kg、10a当たり60 kgです。貸付者は国分にお住まいの方で、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間で、再設定です。

整理番号7以降は、中間管理事業による利用権設定です。出し手と、中間管理機構である公益社団法人 千葉県園芸協会、そして受け手の三者一括方式での設定となります。

整理番号7 所在地は、菌 下夕田 650番1外5筆 地目は田で、合計面積5,017 m^2 、使用貸借権の設定です。出し手は菌にお住まいの方で、受け手は八幡の法人です。設定の期間は令和5年12月1日から令和15年11月30日までの10年間で、新規設定です。

整理番号8 所在地は、大井 増山 1820番外1筆 地目は田で、合計面積3,127 m^2 、賃貸借権の設定で、賃料は15,635円、10a当たり5,000円です。出し手は大井にお住まいの方で、受け手は八幡の法人です。設定の期間は令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号9 所在地は、菌 新関 1002番外3筆 地目は田で、合計面積2,707 m^2 、使用貸借権の設定です。出し手は菌にお住まいの方で、受け手は北条の方です。設定の期間は令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号10 所在地は、竹原 神典 902番外2筆 地目は田で、合

計面積 1,012 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 5,060 円、10a 当たり 5,000 円です。出し手は竹原にお住まいの方で、受け手は北条の方です。設定の期間は令和 5 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 11 所在地は、西長田 永酒水 1371 番 地目は田で、面積 1,379 m²、使用貸借権の設定です。出し手は北条にお住まいの方で、受け手は神余の方です。設定の期間は令和 5 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

以上 11 案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則 第 5 条第 1 項の規定に基づき、施行後 2 年間の経過措置を適用し、改正前の法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、举手を願います。

(举手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の 7 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

はじめに、資料の訂正をさせていただきます。

資料には、整理番号が 1 から 6 まで記載されていますが、これらは 6 筆まとめて 1 つの案件となりますので、番号の 2 から 6 は削除いただきますようお願いいたします。大変申し訳ありません。

では、案件の説明に入ります。

整理番号 1 所在地は、亀ヶ原 長生田 128 番 外 5 筆 地目は田で、合計面積 17,830 m²について、合意解約が成立、解約理由は、借受者の身体的理由により、耕作できなくなつたためです。

	説明は以上です。
議長	説明が終わりました。何か不明な点はありますか。
	無いようですので、第1号の報告を終わります。
	つづきまして、報告事項第2号、「軽微な農地改良の届出について」を報告します。
	資料の8ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。
主任主事	整理番号1 所在地は 上真倉 向田嶋 2259番1、登記地目、現況地目共に田で 324 m ² を高さ 60 cm 盛土します。届出書は市内館山の k 方です。改良後はサツマイモ作付けます。
議長	説明が終わりました。何か不明な点はありますか。
	無いようですので、第2号の報告を終わります。
	以上で、第11回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。 皆様、ご苦労様でした。

閉会
15時45分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長	不 田 恒 雄
館山市農業委員会委員	後 田 玲 子
館山市農業委員会委員	中 村 保 宏